海通陸第 72 号 令和7年8月19日

岐阜県危機管理部 危機管理政策課長 様

> 東海地方非常通信協議会 会長 磯 寿生

令和7年度非常通信ルートの見直し及び非常通信訓練の実施について

平素は、東海地方非常通信協議会の活動に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。 さて、当協議会では、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートを策定して 毎年見直しを行うとともに、この非常通信ルートに基づく訓練等を実施しております。 つきましては、貴県において、例年同様に下記のとおり表題の取組を実施いただきま すようお願いします。

また、県内市町村への依頼及び実施内容のとりまとめに御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 非常通信ルートの確認と見直しについて

資料1の非常通信ルートについて、衛星携帯電話、MCA及び260MHz帯デジタル等の導入による新たな通信ルートの追加や無線局廃止によるルートの削除又は組織名・電話番号等の記載事項に変更がある場合はご報告をお願いします。

また、南海トラフ巨大地震により被災の可能性がある施設につきましては「*斜体下線* **太文字**」(※)となっています。対策実施済みの施設については「通常文字」にしていただくなど現行化をお願いします。

各県は管内各市町村に対しても $\boxed{$ 別紙 1-1 により依頼して、 $\boxed{}$ 別紙 1-2 により報告を求めてください。

なお、同様な確認作業を各中継機関にも依頼をしていますので、見直しを行う場合には、必要に応じて関係中継機関との調整もお願いします。

※「斜体下線太文字」の施設は、平成26年度の調査において、南海トラフ巨大地震により被災を受ける可能性があるものを示しています。

(1) 県と市町村において直接通信が可能な「直接ルート」による通信訓練

資料1の非常通信ルートのうち、県と市町村において直接通信が可能な「直接ルート」の通信訓練については、各県において年間計画を策定の上、市町村毎に年1回以上を目標に、各県の実情にあわせた柔軟な訓練をお願いします。

また、各市町村に対しては別紙 1-1により訓練を依頼し、実施した場合は別紙 1-2により報告を求めてください。

(2) 中継機関による中継が必要な「中継ルート」による通信訓練

<u>資料1</u>の非常通信ルートのうち、中継機関による中継が必要な「中継ルート」については、各市町村において非常通信の依頼手順について確認をしていただくとともに必要に応じて通信訓練等の実施をお願いします。

3 報告

各県においては、各市町村から提出された別紙 1-2 をとりまとめのうえ、**今和7年 12月16日まで**に事務局までご報告をお願いします(恐れ入りますが、100%の回収をお願いします)。

なお、各県では併せて、<u>資料</u>1に赤字で追記・修正等を行ったファイルの提出もお 願いします。

連絡先 : 東海地方非常通信協議会事務局 「総務省 東海総合通信局無線通信部陸上課]

担当:櫛田

電話:052-971-9907 FAX:052-971-3672 E-mail:oso-tokai@soumu.go.jp

静岡県危機管理部 危機対策課長 様

東海地方非常通信協議会 会長 磯 寿生

令和7年度非常通信ルートの見直し及び非常通信訓練の実施について

平素は、東海地方非常通信協議会の活動に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。 さて、当協議会では、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートを策定して 毎年見直しを行うとともに、この非常通信ルートに基づく訓練等を実施しております。 つきましては、貴県において、例年同様に下記のとおり表題の取組を実施いただきま すようお願いします。

また、県内市町への依頼及び実施内容のとりまとめに御協力をいただきますようよろ しくお願い申し上げます。

記

1 非常通信ルートの確認と見直しについて

資料1の非常通信ルートについて、衛星携帯電話、MCA及び260MHz帯デジタル等の導入による新たな通信ルートの追加や無線局廃止によるルートの削除又は組織名・電話番号等の記載事項に変更がある場合はご報告をお願いします。

また、南海トラフ巨大地震により被災の可能性がある施設につきましては「*斜体下線* **太文字**」(※)となっています。対策実施済みの施設については「通常文字」にしていただくなど現行化をお願いします。

各県は管内各市町村に対しても別紙 1-1 により依頼して、別紙 1-2 により報告を求めてください。

なお、同様な確認作業を各中継機関にも依頼をしていますので、見直しを行う場合には、必要に応じて関係中継機関との調整もお願いします。

※「斜体下線太文字」の施設は、平成 26 年度の調査において、南海トラフ巨大地震により被災を受ける可能性があるものを示しています。

(1) 県と市町において直接通信が可能な「直接ルート」による通信訓練

資料 1 の非常通信ルートのうち、県と市町において直接通信が可能な「直接ルート」の通信訓練については、各県において年間計画を策定の上、市町毎に年1回以上を目標に、各県の実情にあわせた柔軟な訓練をお願いします。

また、各市町に対しては<mark>別紙 1-1</mark>により訓練を依頼し、実施した場合は<mark>別紙 1-2</mark>により報告を求めてください。

(2) 中継機関による中継が必要な「中継ルート」による通信訓練

<u>資料1</u>の非常通信ルートのうち、中継機関による中継が必要な「中継ルート」については、各市町において非常通信の依頼手順について確認をしていただくとともに必要に応じて通信訓練等の実施をお願いします。

3 報告

各県においては、各市町から提出された 別紙 1-2 をとりまとめのうえ、 $\frac{12 \, \text{月 16 Psc}}{12 \, \text{H model}}$ に事務局までご報告をお願いします(恐れ入りますが、100%の回収をお願いします)。

なお、各県では併せて、<u>資料1</u>に赤字で追記・修正等を行ったファイルの提出もお 願いします。

連絡先 : 東海地方非常通信協議会事務局 「総務省 東海総合通信局無線通信部陸上課]

担当:櫛田

電話:052-971-9907 FAX:052-971-3672 E-mail:oso-tokai@soumu.go.jp

海通陸第 72 号 令和7年8月19日

愛知県防災安全局 災害対策課長 様

東海地方非常通信協議会 会長 磯 寿生

令和7年度非常通信ルートの見直し及び非常通信訓練の実施について

平素は、東海地方非常通信協議会の活動に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。 さて、当協議会では、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートを策定して 毎年見直しを行うとともに、この非常通信ルートに基づく訓練等を実施しております。 つきましては、貴県において、例年同様に下記のとおり表題の取組を実施いただきま すようお願いします。

また、県内市町村への依頼及び実施内容のとりまとめに御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 非常通信ルートの確認と見直しについて

資料1の非常通信ルートについて、衛星携帯電話、MCA及び260MHz帯デジタル等の導入による新たな通信ルートの追加や無線局廃止によるルートの削除又は組織名・電話番号等の記載事項に変更がある場合はご報告をお願いします。

また、南海トラフ巨大地震により被災の可能性がある施設につきましては「*斜体下線* **太文字**」(※)となっています。対策実施済みの施設については「通常文字」にしていただくなど現行化をお願いします。

各県は管内各市町村に対しても $\boxed{$ 別紙 1-1 $\boxed{}$ により依頼して、 $\boxed{}$ 別紙 1-2 $\boxed{}$ により報告を求めてください。

なお、同様な確認作業を各中継機関にも依頼をしていますので、見直しを行う場合には、必要に応じて関係中継機関との調整もお願いします。

※「斜体下線太文字」の施設は、平成26年度の調査において、南海トラフ巨大地震により被災を受ける可能性があるものを示しています。

(1) 県と市町村において直接通信が可能な「直接ルート」による通信訓練

資料1の非常通信ルートのうち、県と市町村において直接通信が可能な「直接ルート」の通信訓練については、各県において年間計画を策定の上、市町村毎に年1回以上を目標に、各県の実情にあわせた柔軟な訓練をお願いします。

また、各市町村に対しては別紙 1-1により訓練を依頼し、実施した場合は別紙 1-2により報告を求めてください。

(2) 中継機関による中継が必要な「中継ルート」による通信訓練

資料1の非常通信ルートのうち、中継機関による中継が必要な「中継ルート」については、各市町村において非常通信の依頼手順について確認をしていただくとともに必要に応じて通信訓練等の実施をお願いします。

3 報告

各県においては、各市町村から提出された別紙 1-2 をとりまとめのうえ、**令和7年 12月16日まで**に事務局までご報告をお願いします(恐れ入りますが、100%の回収をお願いします)。

なお、各県では併せて、<u>資料1</u>に赤字で追記・修正等を行ったファイルの提出もお 願いします。

連絡先 : 東海地方非常通信協議会事務局 「総務省 東海総合通信局無線通信部陸上課]

担当:櫛田

電話:052-971-9907 FAX:052-971-3672 E-mail:oso-tokai@soumu.go.jp

海通陸第 72 号 令和7年8月19日

三重県防災対策部 災害対策推進課長 様

> 東海地方非常通信協議会 会長 磯 寿生

令和7年度非常通信ルートの見直し及び非常通信訓練の実施について

平素は、東海地方非常通信協議会の活動に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。 さて、当協議会では、非常通信の円滑な運用を図るため、非常通信ルートを策定して 毎年見直しを行うとともに、この非常通信ルートに基づく訓練等を実施しております。 つきましては、貴県において、例年同様に下記のとおり表題の取組を実施いただきま すようお願いします。

また、県内市町への依頼及び実施内容のとりまとめに御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 非常通信ルートの確認と見直しについて

資料1の非常通信ルートについて、衛星携帯電話、MCA及び260MHz帯デジタル等の導入による新たな通信ルートの追加や無線局廃止によるルートの削除又は組織名・電話番号等の記載事項に変更がある場合はご報告をお願いします。

また、南海トラフ巨大地震により被災の可能性がある施設につきましては「*斜体下線* **太文字**」(※)となっています。対策実施済みの施設については「通常文字」にしていただくなど現行化をお願いします。

各県は管内各市町村に対しても $\boxed{$ 別紙 1-1 により依頼して、 $\boxed{}$ 別紙 1-2 により報告を求めてください。

なお、同様な確認作業を各中継機関にも依頼をしていますので、見直しを行う場合には、必要に応じて関係中継機関との調整もお願いします。

※「斜体下線太文字」の施設は、平成 26 年度の調査において、南海トラフ巨大地震により被災を受ける可能性があるものを示しています。

(1) 県と市町において直接通信が可能な「直接ルート」による通信訓練

資料 1 の非常通信ルートのうち、県と市町において直接通信が可能な「直接ルート」の通信訓練については、各県において年間計画を策定の上、市町毎に年1回以上を目標に、各県の実情にあわせた柔軟な訓練をお願いします。

また、各市町に対しては別紙 1-1 により訓練を依頼し、実施した場合は別紙 1-2 により報告を求めてください。

(2) 中継機関による中継が必要な「中継ルート」による通信訓練

<u>資料1</u>の非常通信ルートのうち、中継機関による中継が必要な「中継ルート」については、各市町において非常通信の依頼手順について確認をしていただくとともに必要に応じて通信訓練等の実施をお願いします。

3 報告

各県においては、各市町から提出された 別紙 1-2 をとりまとめのうえ、 $\frac{12 \, \text{月 16 Psc}}{12 \, \text{H model}}$ に事務局までご報告をお願いします(恐れ入りますが、100%の回収をお願いします)。

なお、各県では併せて、<u>資料</u>1に赤字で追記・修正等を行ったファイルの提出もお 願いします。

連絡先 : 東海地方非常通信協議会事務局 「総務省 東海総合通信局無線通信部陸上課]

担当:櫛田

電話:052-971-9907 FAX:052-971-3672 E-mail:oso-tokai@soumu.go.jp